

2015年5月14日

# 異議申立書

外務大臣 殿

異議申立人

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

理事長 三木 由希子



1 異議申立人の住所、名称、代表者

住所 東京都新宿区三栄町16-4 芝本マンション403

名称 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

代表者 理事長 三木 由希子

2 異議申立てに係る処分

御庁の2015年4月17日付けの「行政文書の開示請求に係る決定について（通知）」  
（情報公開第00636号）

3 前項の処分があったことを知った年月日

2015年4月21日

4 異議申立ての趣旨

前2項記載の処分のうち、通知記載の不開示理由一覧のうち理由番号2、3、5に該当する不開示部分を除く、不開示にかかる処分を取り消すとの決定を求める。

5 異議申立ての理由

(1) 異議申立人は、2015年1月12日付けで、処分庁に対し情報公開法に基づき「『対イラク武力行使に関する我が国の対応（検証結果）』報告書全文、検証実施のために用いられた文書、インタビューの記録」の開示を請求した。

(2) 処分庁は、2015年2月12日付で、請求対象となる行政文書等のうち、1)に掲げるものについては一部開示決定、2)に掲げるものについては全部不開示の処分を行った。



## 1) 部分開示

- 2 発言応答要領等
- 3 公電等（関係国とのやり取り等）①
- 4 公電等（関係国とのやり取り等）②
- 5 イラク戦争関連資料①
- 6 イラク戦争関連資料②
- 9 国会答弁等
- 10 公電等（関係国とのやりとり等）③
- 13 イラク戦争関連資料③
- 14 公電等（関係国とのやりとり等）④
- 18 公電（各国とのやりとり）④

## 2) 全部不開示

- 7 報告書
- 8 報告書案①
- 11 報告書案②
- 12 イラク検証関連資料①
- 15 イラク検証関連資料②
- 17 対外公表案

(3) 本異議申立てで争う処分（以下、本件処分）の理由として、以下の記載があった。

## 前項 1)

## 理由番号 1

公にしないことを前提にした関係国等との協議に関する情報であり、公にすることにより、関係国との信頼関係を損なうおそれのあるとともに、政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるため、不開示としました。（法 5 条の該当号：3号、5号）

## 前項 2)

## 理由番号 4

公にすることにより、他国との信頼関係を損なうおそれ、又は他国との交渉上不利を被るおそれがあるとともに、当該文書は我が国政府部内の協議の内容に関する記録であって、公にすることにより政府部内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、不開示としました。（法 5 条の該当号：3号、5号）

(4) これらについては、以下のことから本件処分は妥当ではない。

1) 理由番号1に係る処分について

対イラク武力行使に関しては、大量破壊兵器の存在を前提にして国連決議のないまま始まり、その後、大量破壊兵器が確認されなかったこと、そもそも国際法上の法的妥当性についても疑問が呈されていたため、複数の国において武力行使に至った経緯、その主要な根拠で大量破壊兵器情報に関する情報機関等の検証、法的妥当性について検証が行われ、その報告だけでなく、一部経緯についても公開されているところである。かつては、関係国等との非公式の協議等に係る記録であったとしても、関係国等での検証が進む中で、もはや関係国との信頼関係を損なうおそれはない。また、本件はすでに終結した案件であり、政府部内の率直な意見交換を不当に損なうおそれもない。

なお、不開示箇所は、例外的なものを除き、各対象文書に含まれる個別文書の一部を1ページから多いものは300ページ以上を全部不開示として開示実施文書から取り除かれているため、文書リスト等が提示されない限り個別具体的な主張はできない。よって、情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第3項に定める資料の作成を求める。

2) 理由番号4に係る処分について

当該文書は、報告書とその案2件、報告書に関する対外公表案からなる検証報告にかかるものと、検証を実施するに当たって作成・取得されたものに分けることができる。このうち、対外公表案についてはすでに公表されている対外公表の案文であり、政府部内の協議内容に関する記録であるが、公表されている文書にかかる案であり、公表情報との差異はあっても、もともと公表することを前提に作成されたものであり、不開示とすべき理由はない。

報告書とその案については、対外公表されている「報告の主なポイント」によると、「経緯」「我が国の外交努力」「教訓と今後の取り組み」から構成されていると推測され、その記載内容はいずれも事実関係、必要な外交努力を行ったこと、武力行使の指示と人道・復興支援を行ったこと、おおむね適切な対応を行ったことなどであり、日本政府としての対応の妥当性を述べたものと推測されるものである。かかる内容の報告書類は、すでに終結をした事案であることも踏まえれば、もはや他国との信頼関係、交渉上の不利益、政府部内での率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるものとはいえない。

イラク検証関連資料は、どのような情報が含まれているのかは、不開示事由の説明以上のことが提示されていないが、関係者へのヒアリング、当時の資料、検証プロセスで新たに作成されたヒアリング記録以外の書類などで構成されると推測される場所である。政府部内での検証に係る記録は、協議内容にかかる記録ではあるが、政府の行った安全保障・外交に係る政策判断の妥当性に係る政府内部の自

已評価とも言えるものであり、そのプロセスに係る記録は、公益性が高いものである。それが公開されることにより政府に対して批判や意見が出されたりすること自体は不当性があるものではなく、また、それは政策決定を行った以上は甘受すべきものである。

また、検証過程ではイラク武力行使とその前後の記録や関係国に係る記録等が含まれ、あるいは日本政府としての方針や関係国等に対する評価などが含まれていると推測されるが、すでに終結した案件であり、かつ複数の国において検証が行われ一定の情報公開がなされており、処分庁の主張する他国との信頼関係を損ない、他国との交渉上の不利益を被るおそれはない。

なお、全部不開とされており、文書リスト等が提示されない限り個別具体的な主張はできない。よって、情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第3項に定める資料の作成を求める。

- (5) 以上のとおり、本件処分は情報公開法の解釈、運用を誤ったものである。よって、その取消しを求めるため、本異議申立てを行った。

#### 6 処分庁の教示

「この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務大臣に対して異議申し立てをすることができます。」との教示があった。

以上